様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

(宛先)土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提案者

住　所

氏　名

電話番号

歴史的風致形成建造物指定提案書

下記の建造物について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１２条第１項に規定する歴史的風致形成建造物に指定されるよう提案します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 |  |
| 建造物の所有者 |  |
| 提案の理由 |  |

添付書類

（１）当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺２，５００分の１以上の図面

（２）当該建造物の写真

（３）当該建造物に提案者以外の所有者がいるとき又は提案者が歴史的風致維持向上支援法人である場合は、当該建造物の所有者全員の同意を得たことを証する書類

様式第２号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　　　印

歴史的風致形成建造物不指定通知書

　　　　年　　月　　日付けで指定の提案のあった下記の建造物については、歴史的風致形成建造物に指定しませんので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１３条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建造物の名称 |  |
| 指定しない理由 |  |

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第３号（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　　　印

歴史的風致形成建造物指定通知書

　下記の建造物を歴史的風致形成建造物に指定したので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１４条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 |  |
| 建造物の所有者 | 住所  氏名 |

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

（届出先）土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住　所

氏　名

電話番号

歴史的風致形成建造物増築等届出書

歴史的風致形成建造物について、下記のとおり増築等をしたいので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１５条第１項の規定により届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類　※ | □増築　　　□改築　　　□移転　　　□除却 |
| 指定番号 | 第　　　　　　　　　　号 |
| 建造物の名称 |  |
| 建造物の所在地 |  |
| 着手予定日 |  |
| 行為の設計又は施行方法 |  |
| 完了予定日 |  |

備考

　※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

添付書類

（１）当該行為の設計仕様書及び設計図

（２）当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺２，５００分の１以上の図面

（３）当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

（４）届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

（届出先）土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住　所

氏　名

電話番号

歴史的風致形成建造物増築等変更届出書

　　　　年　　月　　日付けで届け出た歴史的風致形成建造物の増築等について、下記のとおり設計又は施工方法を変更したいので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１５条第２項の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為の種類　※ | | □増築　　　□改築　　　□移転　　　□除却 |
| 指定番号 | | 第　　　　　　　　　　号 |
| 建造物の名称 | |  |
| 建造物の所在地 | |  |
| 着手年月日 | |  |
| 行為の設計又は施工方法 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 完了予定日 | |  |

備考

※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

添付書類

（１）当該行為の設計仕様書及び設計図

（２）当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺２，５００分の１以上の図面

（３）当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

（４）届出者が歴史的風致形成建造物の所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

様式第６号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　　　印

歴史的風致形成建造物指定解除通知書

　下記の歴史的風致形成建造物の指定を解除したので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１７条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 建造物の名称 |  |
| 解除年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 解除の理由 |  |

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

(届出先)土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

住　所

氏　名

電話番号

歴史的風致形成建造物所有者変更届出書

　下記の歴史的風致形成建造物の所有者となったので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第１８条の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 | |
| 建造物の名称 |  | |
| 建造物の所在地 |  | |
| 新所有者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 旧所有者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 変更の理由 |  | |
| 変更年月日 |  | |

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

(申請先)土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

所在地

名　称

電話番号

歴史的風致維持向上支援法人指定申請書

　歴史的風致維持向上支援法人に指定されるよう、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第３４条第１項の規定により、次に掲げる書類を添えて申請します。

添付書類

（１）定款の写し

（２）業務計画書

（３）事業計画書

（４）資金計画書

（５）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第９号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　　　印

歴史的風致維持向上支援法人指定(不指定)通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった歴史的風致維持向上支援法人の指定について、下記のとおり指定（不指定）を決定しましたので、土浦市地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行細則第９条第２項の規定により通知します。

記

１　指定を決定した歴史的風致維持向上支援法人

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 法人の名称 |  |
| 所在地 |  |

２　不指定の場合

　不指定の理由

（教示）

　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１０号（第９条関係）

年　　月　　日

(届出先)土浦市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

所在地

名　称

電話番号

歴史的風致維持向上支援法人名称等変更届出書

　歴史的風致維持向上支援法人の名称等について、下記の事項を変更するので、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第３４条第３項の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 変　更　前 | 変　更　後 |
| １ | 名　　　　　称 |  |  |
| ２ | 住　　　　　所 |  |  |
| ３ | 事務所の所在地 |  |  |
| 変更年月日 | | 年　　月　　日 | |

※変更する項目番号を○で囲み、該当する事項を記入してください。

様式第１１号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

土浦市長

歴史的風致維持向上支援法人業務改善命令書

　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第３６条第２項の規定により、下記の措置を講ずるよう命じます。

記

命令の内容

（教示）

　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第１２号（第１０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　　　印

歴史的風致維持向上支援法人指定取消通知書

　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第３６条第３項の規定により、歴史的風致維持向上支援法人の指定を取り消したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　号 |
| 取消年月日 | 年　　月　　日 |
| 取消の理由 |  |

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、土浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、土浦市を被告として（訴訟において土浦市を代表する者は土浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。